



引っ越し時のトラブルに注意！！

毎年3月は、進学や就職、転勤などで引っ越しをする機会が増えますが、その際に、引っ越し業者とのトラブルや不動産会社とのトラブルが発生する可能性があります。そこで2月号では気を付けてほしいトラブルをご紹介します！

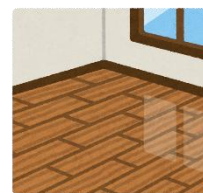
引っ越しに関する相談事例

- 引っ越し業者に洗濯機を破損された。弁償額を聞いたが納得できない。
- 引っ越しの見積もりを頼んだところ、業者が段ボールを置いて行った。後日契約を断ったところ、段ボールの返送料を求められた。
- 海外から日本に引っ越すために、引っ越し業者に梱包した荷物を預けたが、一部の荷物が届かなかった。荷物を届けるか、紛失品の賠償をしてほしい。



賃貸アパート契約に関する相談事例

- 引っ越し時の立会いでは指摘されなかった箇所について、掃除代金を請求された。
- 5年間居住した賃貸アパートを退去したら、管理会社からクリーニング代や修繕費を請求された。高額で納得できない。
- 契約期間中に急に転勤することになり解約を行ったところ、残期間家賃等の違約金を支払えと言われた。支払い義務はあるか。



トラブルにならないために

- 引っ越しの際には、見積もりを複数の事業者へ依頼し、価格だけでなくサービス内容も十分に確認すること。
- 見積書や約款、契約書は、契約内容・保障等が記載された重要なものであるため、必ず読んで十分に理解してから契約すること。
- わからないこと、気になることがあれば、すぐに問い合わせること。
- 退去時には、できる限り、家主、管理会社、仲介業者等の立会いの下で、部屋の現状を確認すること。
- トラブルがあった際は、すぐに消費生活センターに相談してください。

湯たんぽによる低温やけどに注意してください！

1年で特に寒いこの時期に重宝する湯たんぽですが、使い方によっては低温やけどになる恐れがあります。商品の説明書等をよく読み使用しましょう。

注意点

- たとえ、タオルやカバーで包んでいても、湯たんぽを長時間身体に接触させると低温やけどになる恐れがあります。
- 特に就寝時の低温やけどを防ぐために、湯たんぽは布団を温めることのみで使用し、就寝前には布団から取り出すようにしましょう。
- 低温やけどは、見た目より重症の場合があります。痛みや違和感があるときはすぐに医療機関を受診しましょう。



消費者トラブルにあった場合は消費者ホットライン『188』、
土日祝日は警察『#9110』までお電話下さい。

消費者ホットライン
イヤヤ！泣き寝入り！
局番なし **188**
身近な消費生活窓口

消費生活無料法律相談会開催日



- 2月 5日(水)
 - 3月 11日(水)
- 〔 午後 1 時 30 分から
午後 3 時 30 分まで 〕

※相談時間はお一人様30分となります。また、事前の予約と聞き取りが必要です。2日前までにお電話下さい。



～消費者生活出前講座のご案内～



庄内消費生活センターでは、悪質商法・架空請求・契約トラブルなどの被害未然防止や消費生活に関する知識の普及・向上を図るための出前講座を開催しています。講師が出向き、最近の事例を交えながら、トラブルの対処方法等について説明します。

講座に関するお問い合わせ・お申し込み専用 TEL:0235-66-5453

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁 1階)
《開設時間》午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)
《電話番号》0235-66-5451

☆消費者ホットライン(188)もご利用下さい☆

相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452

